## 喫煙専用室標識等の一覧(例)

以下の標識は、国の標識例を参考にして北海道が作成したものであり、必要な事項が記載され ていれば独自に作成しても差し支えありません。

※PDF版及びPowerPointデータ版(加工用)は、道のホームページからダウンロードできます。 ※左上の「道庁マーク」は、必須(必要な事項)ではありません。

◆第二種施設等(事務所、ホテル、旅館、飲食店、旅客運送事業船舶・鉄道等車両 等)



(加熱式たばこ) のみの喫煙の場合 ◆指定たばこ





◆喫煙目的施設(公衆喫煙所、喫煙を主目的とするバー・スナック等、喫煙可能なたばこ販売店)















◆既存特定飲食提供施設







- ※「喫煙可能室」、「喫煙可能室あり」の標識 店舗内に喫煙可能室を設置する場合
- ※「喫煙可能店」の標識 店舗内全体を喫煙可能(喫煙可能室)とする場合

## ◆その他



